

保健医療学部看護学科 3 年次編入生

目的

第 1 条 この規則は、昭和大学学則第 25 条の規定に基づき、看護学科第 3 年次編入生の既修得単位および修業年限等について必要な事項を定める。

修業年限および在学年限

第 2 条 編入学生の就業年限は 2 年とし、在学年限は 4 年を超えることはできない。ただし、休学中の期間は在学年数に参入しない。

卒業要件

第 3 条 次項により既修得として認定された単位と本学科で修得すべき授業科目の単位を合計して、126 単位以上を修得した者は卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。なお、保健師課程を選択した者は、これに加えて所定の 13 単位が必要であり、計 139 単位以上を卒業要件とする。

既修得単位

第 4 条 入学前の短期大学等において修得した単位は、本学科が開設している授業科目の内容と照合し、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものについて、教育委員会が審査を行い、教授総会の議を経て認定とする。

既修得単位の認定の範囲

第 5 条 前項により認定される単位数の上限は、原則として基礎科目・教養科目・看護系以外の専門科目から 31 単位、看護系専門科目から 61 単位、合計 92 単位を超えない範囲において認定する。

単位認定の申請

第 6 条 単位の認定を受けようとする編入学生は、編入学既修得単位認定申請書（別紙用紙）に単位修得を証明する書類を添え、所定の期日までに、教育委員会に提出しなければならない。

成績の評価

第 7 条 認定された授業科目の成績の評価は「認定」とし、その単位数とともに、学籍簿に表示し、学生に通知される。

履修指導

第 8 条 指導担任教員は、編入学生が修得する授業科目等について、適切な履修指導を行うものとする。

附則

1. この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
4. この規則の改廃は、教授総会の議を経ておこなう。